

仙台白百合女子大学学則

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本学は、仙台白百合女子大学と称し、その設置者は学校法人白百合学園である。

(目 的)

第 2 条 仙台白百合女子大学は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教精神に基づいて女子の高等教育を行うことを目的とする。
本学独自の教育理念は、設立母体であるシャルトル聖パウロ修道女会の創立の精神に則り、人間の理解と援助・社会変化への積極的対応を常に心掛け、広く人類の福祉に貢献しうる人物を養成することである。

(自己点検・自己評価)

第 3 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検・自己評価を行い、その結果を公表する。
2 前項の実施に関する事項は別に定める。

(学部・学科・専攻及び学生定員、目的)

第 4 条 本学に、人間学部を置く。
2 前項の学部置く学科・専攻及びその学生定員は、次のとおりとする。
子ども教育学科

入学定員 70 名 編入学定員 5 名 収容定員 290 名
(入学定員のうち、保育士養成課程 70 名 総定員 280 名)

心理福祉学科 入学定員 65 名 編入学定員 5 名 収容定員 270 名

健康栄養学科

管理栄養専攻 入学定員 80 名 収容定員 320 名

グローバル・スタディーズ学科 入学定員 60 名 編入学定員 5 名 収容定員 250 名

3 次の2学科には、定員を定めたコースを置く。

心理福祉学科

心理コース 入学定員 30 名 編入学定員 2 名 収容定員 124 名

福祉コース 入学定員 35 名 編入学定員 3 名 収容定員 146 名

グローバル・スタディーズ学科

イングリッシュインテンシブ・

スタディコース 入学定員 15 名 編入学定員 2 名 収容定員 64 名

共生社会・スタディコース 入学定員 15 名 編入学定員 1 名 収容定員 62 名

- グローバル文化・スタディコース 入学定員 15 名 編入学定員 1 名 収容定員 62 名
IT ビジネス・スタディコース 入学定員 15 名 編入学定員 1 名 収容定員 62 名
- 4 健康栄養学科管理栄養専攻は、1学級 40 名とし、学級数は、1学年2学級、4学年合計 8学級とする。
- 5 学部および各学科における教育研究上の目的を次のとおり定める。
- (1) 人間学部は、キリストの教えに根ざした人間への愛と敬意を基に、幅広い教養と深い専門的知識、豊かな感性と社会感覚を身につけ、人間の真の幸福・平和・福祉に貢献できる自立した女性を育てることを目的とする。
 - (2) 子ども教育学科は、本学の教育理念であるキリスト教の愛の教えに基づき、子どもの成長・発達・教育の支援に強い関心をもち、専門職としての知識・技能を習得させると同時に、幅広い教養や国際感覚、特に心理学や語学、芸術面に秀でた人材を育成し、広く社会に貢献できる人材の育成を目的とする。
 - (3) 心理福祉学科は、本学の教育理念であるキリスト教の愛の教えに基づき、すべての人間の尊厳と価値を認識して、人間の心理を科学的に理解する力、人間の福祉を深く探求し自己実現を図る力を身につけ、医療・福祉・教育などの多分野にわたり専門性を以って社会に貢献する人材を育成することを目的とする。
 - (4) 健康栄養学科は、本学の教育理念であるキリスト教の愛の教えに基づき、人間の健康と栄養のあり方を広い視野から探究し、科学的且つ論理的に捉える能力と実践する能力を身に付けると共に、社会に貢献できる豊かな人間性と高度な専門性を兼ね備えた「食」の専門家を育成することを目的とする。
 - (5) グローバル・スタディーズ学科は、本学の教育理念であるキリスト教の愛の教えに基づき、世界のさまざまな国や地域の歴史・文化・人々に対する知識と理解を求め、平和で国際的な共生社会を築くことに貢献できる人材の育成を目的とする。

(教職員組織)

第 5 条 本学に、学長を置く。

第 6 条 本学の教育職員を分けて教授、准教授、講師、助教とする。

- 2 本学に事務職員、技術職員、その他の職員を置く。
- 3 事務組織については別に定める。

(教授会)

第 7 条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 学 長
 - (2) 教 授
 - (3) 准 教 授
 - (4) 講 師
 - (5) その他、学長が必要と認めた教職員

(教授会の審議事項)

第 8 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学, 卒業, 課程の修了及び学位の授与に関する事項
- (2) 前号のほか, 教育研究に関する重要な事項で, 教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 教授会は, 前項に規定するもののほか, 学長が掌る教育研究に関する事項について審議し, 及び学長の求めに応じ, 意見を述べることができる。
- 3 教授会の運営に関する事項は別に定める。

(学 年)

第 9 条 学年は, 4 月 1 日に始まり, 翌年 3 月 31 日に終わる。

(学 期)

第 10 条 学年を, 次の 2 学期に分ける。

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(休 業 日)

第 11 条 休業日は, 次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 創立記念日 6 月 29 日
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業
- 2 休業期間ならびに臨時の休業日については, その都度公示する。

(修 業 年 限)

第 12 条 本学の修業年限は, 4 年とする。

(在 学 年 限)

第 13 条 在学年限は, 修業年限の 2 倍の年数を超えることができない。

第2章 入学, 編入学, 転入学, 再入学, 転学科・転専攻, 休学, 復学, 転学, 退学及び除籍

(入学の時期)

第14条 本学の入学期は, 学年の始めとする。ただし, 第20条第1項による転入学及び第21条第1項による再入学については, 学期の始めとすることができる。

(入学の資格)

第15条 本学に入学することのできる者は, 次の各号の一に該当する女子とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において, 学校教育における12年の課程を修了した者, 又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者, 又は高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) その他, 相当の年齢に達し, 本学が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第16条 本学への入学を志願する者は, 本学所定の書類に検定料を添えて願い出なければならない。なお出願の時期, 方法, 提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第17条 前条の入学志願者については, 別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第18条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は, 所定の期日までに誓約書, 保証人証書, その他本学所定の書類を提出するとともに, 所定の入学金、学納金等を納入しなければならない。

- 2 学長は, 前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第19条 本学に編入学を志願する者に対しては, 選考の上, 教授会の議を経て学長が3年次に

編入学を許可する。

- 2 本学に編入学できる者は、次の各号の一に該当する女子とする。
 - (1) 学校教育法に基づく、短期大学卒業生及び大学に 2 年以上在学し、62 単位以上修得した者
 - (2) 高等専門学校を卒業した者
 - (3) 修業年限 2 年以上の専修学校の専門課程を卒業した者
 - (4) その他、相当の年齢に達し、上記のいずれかと同等以上の学力があると本学が認めた者
- 3 編入学に関する事項は別に定める。

(転入学)

- 第 20 条 他の大学に 1 年以上在学した者が、本学に転入学を志願したときは、欠員のある場合に限り、選考の上、教授会の議を経て学長が相当年次に転入学を許可することがある。
- 2 転入学生については、大学等における在学年数及び履修した授業科目とその単位の全部又は一部を、本学においての在学年数及び履修した授業科目並びに単位として換算又は認定することができる。

(再入学)

- 第 21 条 本学に 1 年以上在学し退学した者または第 28 条(1)により除籍に至った者が、退学または除籍の後 5 年以内に再入学を志願するときは、第 16 条の規定にかかわらず、欠員のある場合に限り審査の上、教授会の議を経て学長が再入学を許可することがある。
- 2 第 46 条による退学者は、再入学することができない。
 - 3 再入学に関する事項は別に定める。

(転学科・転専攻)

- 第 22 条 転学科あるいは学科内での転専攻を志願する者に対しては、欠員のある場合に限り審査の上、教授会の議を経て学長がこれを許可することがある。ただし、健康栄養学科管理栄養専攻への転学科は認めない。
- 2 転学科・転専攻に関する事項は別に定める。

(休学)

- 第 23 条 病気その他止むを得ない事由により 3 カ月以上修学することのできない者は、保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を受け休学することができる。
- 2 病気、その他の事由により修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

- 第 24 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、延長を認めることができるが、通算して 4 年を超えることができない。
- 2 休学期間は、修業年限ならびに在学年限に算入しない。

(復 学)

第 25 条 休学期間の満了した者は、届け出て復学しなければならない。

- 2 休学期間中にその事由が無くなった場合は、学長の許可を受けて復学することができる。
- 3 休学を命ぜられた者が休学期間内にその事由が無くなった場合は、学長は復学を命ずることができる。

(転 学)

第 26 条 他の大学への入学又は転入学を志願する者は、その旨を願い出て学長の許可を受けなければならない。

(退 学)

第 27 条 退学しようとする者は、その事由を記載し保証人連署のうえ願い出て学長の許可を受けなければならない。

(除 籍)

第 28 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 授業料の納入を怠り督促してもなお納入しない者
 - (2) 第 13 条に定める在学年限を超えた者
 - (3) 第 24 条第 1 項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
 - (4) 長期間にわたり行方不明の者
- 2 除籍に関する事項は別に定める。

第 3 章 教育課程及び履修方法等

(授業科目の区分)

第 29 条 本学の授業科目を分けて、学部共通開設科目、学科開設科目とする。

- 2 前項に定めるもののほか、学部共通開設科目及び学科開設科目の中に教職に関する科目を置く。
- 3 授業科目の名称・単位及び資格取得に必要な科目・単位は別表 I のとおりとする。
- 4 前項の授業科目は文部科学大臣の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該科目を行う教室以外の場所で履修させることができる。

(教 育 課 程)

第 30 条 教育課程は、各授業科目を必修科目と選択科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

(履 修 単 位)

第 31 条 学生は、授業科目の区分で示された単位を修得し、各学科それぞれ 124 単位以上を履

修しなければならない。

- 2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が原則として予め本学と事前協議が成立している他の大学または短期大学(海外提携校を含む)の授業科目を履修することを認めることができる。単位については、その機関の成績通知に基づいて認定する。
- 3 前項の規定により学生が修得した単位は、本人の申し出により、28 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 第 29 条 4 項に規定する授業の方法により修得することができる単位数は 60 単位を超えないものとする。

(単位の計算方法)

第 32 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(1 年間の授業期間)

第 33 条 1 年間の授業期間は、35 週にわたることを原則とする。

(単位の授与)

第 34 条 授業科目を履修し、試験その他の適切な方法により合格した者には所定の単位を与える。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 35 条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（「科目等履修生」として修得した単位を含む）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(履修科目の評価)

第 36 条 授業科目の評価は、100 点法をもって表し、60 点以上を合格とする。

(そ の 他)

第 37 条 この章に定めるもののほか、履修科目・履修単位及び履修方法等については、別に定めるところによる。

第4章 国家資格、免許及び国家試験受験資格

(資 格)

第 38 条 本学において取得できる国家資格及び免許は、次のとおりである。

栄養士(健康栄養学科管理栄養専攻)

保育士(子ども教育学科保育士養成課程)

教育職員免許状

幼稚園教諭一種 (子ども教育学科)

小学校教諭一種 (子ども教育学科)

中学校教諭一種(英語) (子ども教育学科)

(グローバル・スタディーズ学科イングリッシュインテンシブ・スタディコース)

中学校教諭一種(社会)

(グローバル・スタディーズ学科共生社会・スタディコース)

高等学校教諭一種(英語)

(グローバル・スタディーズ学科イングリッシュインテンシブ・スタディコース)

高等学校教諭一種(公民) (心理福祉学科心理コース)

(グローバル・スタディーズ学科共生社会・スタディコース)

栄養教諭一種

(健康栄養学科管理栄養専攻)

第 39 条 健康栄養学科管理栄養専攻で栄養士の免許を得ようとする者は、栄養士法並びに同法施行規則に定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない(授業科目名・単位数は別表Ⅱ)。

2 子ども教育学科保育士養成課程で保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則第6条の2第1項3号の指定保育士養成施設の修業科目及び単位数並びに履修方法(平成13年度厚生労働省告示第198号)の指定する授業科目について必要な単位を修得しなければならない(授業科目名・単位数は別表Ⅲ)。

3 子ども教育学科で教育職員免許状〔幼稚園教諭一種・小学校教諭一種・中学校教諭一種(英語)〕を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則の規定する授業科目について必要な単位を修得しなければならない。

4 心理福祉学科心理コースで教育職員免許状〔高等学校教諭一種(公民)〕を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則の規定する授業科目について必要な単位を修得しなければならない。

5 グローバル・スタディーズ学科イングリッシュインテンシブ・スタディコースで教育職員免許状〔中学校教諭一種(英語)・高等学校教諭一種(英語)〕を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則の規定する授業科目について必要な単位を修得しなければならない。

6 グローバル・スタディーズ学科共生社会・スタディコースで教育職員免許状〔中学校教諭一種(社会)・高等学校教諭一種(公民)〕を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則の規定する授業科目について必要な単位を修得しなければならない。

7 健康栄養学科管理栄養専攻で教育職員免許状〔栄養教諭一種〕を得ようとする者は、

教育職員免許法及び同法施行規則の規定する授業科目について必要な単位を修得しなければならない。

(国家試験受験資格)

第 40 条 本学において取得できる国家試験受験資格は、次のとおりである。

社会福祉士国家試験受験資格(心理福祉学科)

精神保健福祉士国家試験受験資格(心理福祉学科)

管理栄養士国家試験受験資格(健康栄養学科管理栄養専攻)

第 41 条 心理福祉学科で社会福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、社会福祉士に定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。(授業科目名・単位数は別表Ⅳ)

2 心理福祉学科で精神保健福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、精神保健福祉士法に定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない(授業科目名・単位数は別表Ⅴ)。

3 健康栄養学科管理栄養専攻で管理栄養士国家試験の受験資格を得ようとする者は、栄養士法、同法施行規則並びに管理栄養士学校指定規則に定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない(授業科目名・単位数は別表Ⅵ)。

第 5 章 卒業及び学位

(卒業要件)

第 42 条 本学に 4 年(第 19 条第 1 項による編入学者は 2 年以上、第 20 条第 1 項による転入学者及び第 21 条第 1 項による再入学者は、それぞれ教授会で定められた在学すべき年数)以上在学し、所定の要件を満たし、124 単位以上を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

(学 位)

第 43 条 卒業者には、学士(人間科学)の学位を授与する。

第 6 章 賞 罰

(表 彰)

第 44 条 学生として表彰に値する行為のあった者には、教授会の議を経て学長がこれを表彰することができる。

(奨 学 金)

第 45 条 学業成績が優秀かつ品行方正な者で、経済的に学業の継続が困難となった者に対し奨学金を給付することがある。奨学金規程は別に定める。

(懲 戒)

第 46 条 学生の本分に背き、本学の規則に違反した者は教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学、及び退学とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力が劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなく出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 懲戒に関する事項は別に定める。

第 7 章 科目等履修生、特別聴講学生(単位互換学生)、特別聴講学生

(交換留学生)及び特別聴講学生(提携校留学生)

(科目等履修生)

第 47 条 学則第 15 条(1)～(7)に該当する、本学の学生以外の女子で、一授業科目又は複数の授業科目を履修する者(以下「科目等履修生」という。)があるときは、正規の学生の学習に支障がない限り、教授会の議を経て学長が科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第 34 条の規定を準用する。

3 科目等履修生に関する事項は別に定める。

(特別聴講学生(単位互換学生)、特別聴講学生(交換留学生)及び特別聴講学生(提携校留学生))

第 48 条 原則として予め本学と事前協議が成立している他の大学または短期大学(海外提携校を含む)の女子の学生で、本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、正規の学生の学習に支障がない限り、当該大学との協議に基づき、教授会の議を経て学長が特別聴講学生(単位互換学生)、特別聴講学生(交換留学生)または特別聴講学生(提携校留学生)として履修を許可することができる。

同様に、本学の学生で、原則として予め本学と事前協議が成立している他の大学または短期大学(海外提携校を含む)の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該大学との協議に基づき、教授会の議を経て学長が特別聴講学生(単位互換学生)、特別聴講学生(交換留学生)または特別聴講学生(提携校留学生)として履修を許可することができる。

2 他の大学等の女子の学生で、本学の授業科目の履修を許可された特別聴講学生(単

位互換学生), 特別聴講学生(交換留学生)及び特別聴講学生(提携校留学生)に対する単位の授与については, 第 34 条の規定を準用する。

同様に, 本学の学生で, 他の大学等の授業科目の履修を許可された特別聴講学生(単位互換学生), 特別聴講学生(交換留学生)及び特別聴講学生(提携校留学生)に対する単位の授与については, 第 31 条第 2 項の規定を準用する。

- 3 特別聴講学生(単位互換学生), 特別聴講学生(交換留学生)及び特別聴講学生(提携校留学生)に関する事項は別に定める。

第 8 章 入学検定料, 入学金及び学納金等

(学納金等)

第 49 条 入学検定料, 入学金, 学納金等については学則別表Ⅶの通りとする。

第 50 条 所定の学納金の未納者は, 授業科目の単位の認定を受けることはできない。

第 51 条 学納金等に関する必要事項は, 別に定める。

(その他の納入金)

第 52 条 科目等履修生の入学検定料, 入学金及び授業料等については, 別表Ⅷに定めるとおりとする。

第 9 章 施設及び付属機関

(図 書 館)

第 53 条 本学に, 図書館を置く。

2 図書館に図書館長を置く。

3 図書館に関する事項は別に定める。

(保 健 室)

第 54 条 本学に, 保健室を置く。

2 保健室に関する事項は別に定める。

(付 属 機 関)

第 55 条 本学にカトリック研究所を置く。

2 カトリック研究所に関する事項は別に定める。

第 56 条 本学に以下のセンターを置く。

- (1) 人間学研究センター
- (2) 国際交流センター
- (3) 学修支援センター
- (4) 地域貢献研究センター
- (5) 教職課程研究センター

2 各センターの扱いは研究所に準ずる。

3 各センターに関する事項は別に定める。

第 10 章 雑 則

(規程の改廃)

第 57 条 本学則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

- 1 本学則は、1996 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本学則は、1999 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 本学則は、2000 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 本学則は、2001 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 本学則は、2002 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 本学則は、2003 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 本学則は、2005 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 本学則は、2006 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 本学則は、2007 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 本学則は、2008 年 4 月 1 日から施行する。
- 11 本学則は、2009 年 4 月 1 日から施行する。
- 12 本学則は、2010 年 4 月 1 日から施行する。
- 13 本学則は、2011 年 4 月 1 日から施行する。
- 14 本学則は、2012 年 4 月 1 日から施行する。
- 15 本学則は、2013 年 4 月 1 日から施行する。
- 16 本学則は、2014 年 4 月 1 日から施行する。ただし、2013 年度以前に入学した者については、入学年度施行の学則を適用する。ただし、第 29 条 3 項については、適用を除外することができる。
- 17 本学則は、2015 年 4 月 1 日から施行する。
- 18 本学則は、2017 年 4 月 1 日より施行する。ただし、改正後の第 29 条第 1 項、同条第 2 項、同条第 3 項の別表 I、第 31 条第 1 項については、2017 年度入学者から適用し、それ以前に入学した者については、入学年度施行の学則を適用する。
- 19 本学則は、2017 年 9 月 30 日から施行する。
- 20 本学則は、2018 年 4 月 1 日より施行する。ただし、改正後の第 29 条第 3 項の別表 I、第 41 条

第 1 項の別表Ⅳ, V, 同条第 2 項の別表Ⅵについては, 2018 年度入学者から適用し, それ以前に入学した者については, 入学年度施行の学則を適用する。

- 21 本学則は, 2019 年 4 月 1 日より施行する。ただし, 改正後の第 29 条第 3 項の別表 I, 第 41 条第 1 項の別表Ⅳ, V, 同条第 2 項の別表Ⅵについては, 2019 年度入学者から適用し, 第 49 条の別表Ⅶについては, 2020 年度入学者から適用する。それ以前に入学した者については, 入学年度施行の学則を適用する。
- 22 本学則は, 2020 年 4 月 1 日(別表Ⅶについては 2019 年 5 月 30 日)より施行する。ただし, 改正後の第 29 条第 3 項の別表 I, 第 39 条第 2 項の別表Ⅲ(2), 第 41 条第 1 項の別表Ⅳ, 及び同条第 2 項の別表Ⅴについては, 2020 年度入学者から適用し, それ以前に入学した者については, 入学年度施行の学則を適用する。
- 23 本学則は, 2021 年 4 月 1 日から施行する。
- 24 本学則は, 2021 年 6 月 1 日から施行する。
- 25 本学則は, 2022 年 4 月 1 日から施行する。
- 26 本学則は, 2023 年 4 月 1 日から施行する。ただし, 改正後の第 29 条第 3 項の別表 I, 第 39 条第 2 項の別表Ⅲ(2), 第 41 条第 1 項の別表Ⅳ, 及び同条第 2 項の別表Ⅴについては, 2023 年度入学者から適用し, その以前に入学した者については, 入学年度施行の学則を適用する。
- 27 本学則は, 2024 年 4 月 1 日から施行する。ただし, 改正後の第 29 条第 3 項の別表 I については, 2024 年度入学者から適用し, それ以前に入学した者については, 入学年度施行の学則を適用する。
- 28 本学則は, 2024 年 6 月 1 日から施行する。
- 29 本学則は, 2025 年 4 月 1 日から施行する。ただし, 改正後の第 29 条第 3 項の別表 I については, 2025 年度入学者から適用し, それ以前に入学した者については, 入学年度施行の学則を適用する。